

広告物景観形成地区の指定

平成24年6月29日
告示第320-2号

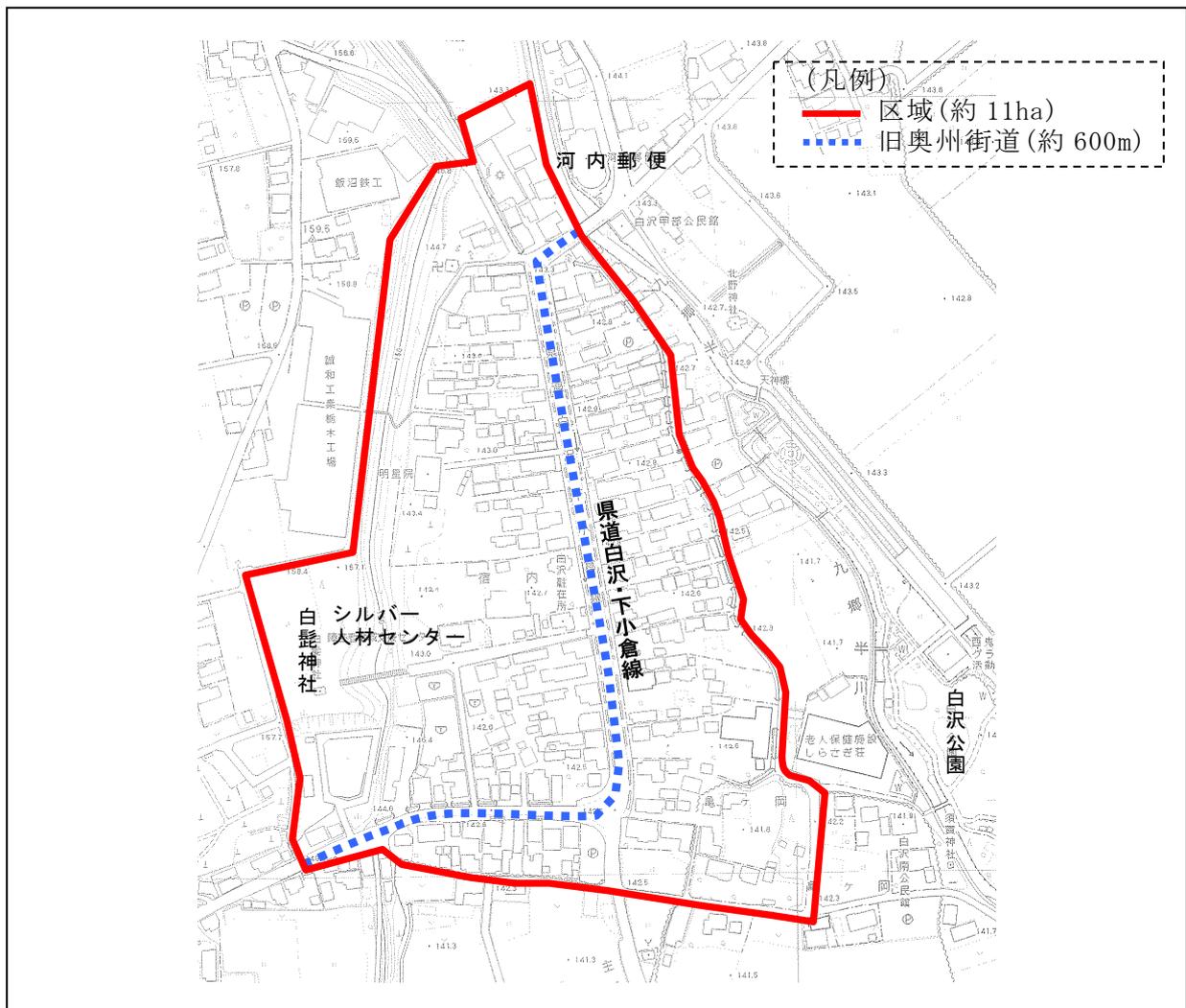
宇都宮市屋外広告物条例（平成7年条例第49号）第3条の2第1項の規定により、広告物景観形成地区を指定し、及び同条第2項の規定により当該広告物景観形成地区基本方針及び広告物景観形成地区基準を定めたので、同条例第12条の規定により、次のとおり告示し、平成24年7月1日から適用する。

1 広告物景観形成地区の名称

白沢地区

2 広告物景観形成地区を指定する土地の区域

宇都宮市白沢町の一部であって、白沢宿を中心とした下図に示す区域
(約11ha)



広告物景観形成地区基本方針及び広告物景観形成基準

1 基本方針

白沢地区は、宇都宮市の北東に位置し、旧奥州街道の第1の宿であった白沢宿の面影を残す集落が現在も残され、地区住民が歴史や自然を活かしたまちづくりに積極的に取り組んでいる。

この宿場町の歴史を活かした景観の創出を図り、「歴史・自然・文化」が一体となった景観を「ふるさとの記憶」として伝承していくことが求められる。

このようなことから、「歴史的な趣きと緑豊かな、伝統の感じられる宿場町の風景」を構成する要素としての屋外広告物についてルールを定め、当該地区を「広告物景観形成地区」に指定するものである。

屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基本方針は、次のとおりとする。

(1) 基本目標

歴史的な趣きと潤いのある緑豊かな、伝統の感じられる宿場町の風景に配慮した広告景観の形成を図る。

(2) 基本的考え方

本地区は、歴史的な趣きと自然環境との調和を図る必要があるため、色彩や素材などについて、周辺環境と調和するよう適切な規制・誘導を図り、宿場町の風情あるまち並景観を創出する。

2 基準

屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基準は、別表第1(4)白沢地区に定める基準によるものとする。

3 経過措置

この基本方針及び基準の施行の際、現に白沢地区において宇都宮市屋外広告物条例の規定により表示し、又は設置している屋外広告物については、これらを変更し、又は改造するときまでは、当該基本方針及び基準にかかわらず、引き続き表示し、又は設置しておくことができる。

別表第 1

(4)

種類	区分	
	基準	全域
屋上広告物	基数	1 基
	表示面積	3 平方メートル以内
	位置	最上階の屋上には表示しないこと。
独立広告物		表示してはならない。
壁面広告物	基数	2 基以下
	表示面積	利用し，又は表示する壁面の面積の 20 分の 1 以内で，かつ，表示面積の合計が 3 平方メートル以内
	位置	塀，柵等の工作物には表示しないこと。
突出広告物 (袖看板)	基数	1 基
	表示面積	1 面につき，1.5 平方メートル以内で，かつ，合計 3 平方メートル以内
	高さ	上端の高さは，建築物の軒の高さ以下
	出幅	建築壁面から 1 メートル以内。ただし，道路へ突き出すことはできない。
上記以外の広告物		別表第 2 に規定する第 1 種許可地域の基準を準用する。
上記広告物に関する共通事項	種別	自家用広告物であること。
	意匠	歴史的な和風の意匠を原則とし，建築物等及び周囲の街並みの景観と不調和でないこと。
	色彩	次の各号のいずれにも該当するものであること。ただし，着色していない自然物を使用する場合は，この限りでない。 (1) 表示面の色（下地の色を含む。）の色相は，3 区分以内とすること。 (2) 表示面の下地の色は，次に掲げる色相の区分に応じ，それぞれ次に定める彩度及び日本工業規格の Z 8 7 2 1 に定める三属性による色の表示方法に規定する明度（以下「明度」という。）とすること。 ア YR の場合 彩度 6 以下 イ R 又は Y の場合 彩度 3 以下かつ明度 5 以下 (3) 表示面の下地以外の色は，建築物等及び周囲の街並みの景観と不調和でないものとし，次に掲げる色相の区分に応じ，それぞれ次に定める彩度とすること。 ア R，YR 又は Y の場合 彩度 6 以下 イ G，GY，P 又は RP の場合 彩度 4 以下 ウ B，BG 又は PB の場合 彩度 2 以下
	材料	木，石等の自然物その他これに類するもの又は建築物等及び周囲の街並みの景観と不調和でない材料を使用すること。

種類	区分	全域
	基準	
上記広告物に関する共通事項	総表示面積	敷地内の表示面積の合計は、6平方メートル以内
	位置	(1) 高台からの眺望及び歩行者の視点からの見通しに配慮した表示位置とすること。 (2) 道路上に張り出さないこと。
上記広告物に関する共通事項	照明等	広告物の照明は、必要最小限の光量で、かつ、白又は淡色その他の建築物等及び周囲の街並みの景観と不調和でない色とし、派手な電飾、点滅照明、動光及び映像装置を使用しないこと。

備考 表示する広告物が自家用広告物であって、敷地内の表示面積の合計が2平方メートル以内である場合には、この表の基準は適用しない。